

○広島修道大学諸納付金納入規程

(納入)

第1条 広島修道大学学則(以下「学則」という。)第36条に基づき諸納付金は、この規程の定めるところにより納入しなければならない。

(諸納付金の種類)

第2条 この規程による諸納付金とは、入学金、授業料、施設設備資金、実験実習料、単位認定料、受講料及び手数料等をいう。

2 前項に定める単位認定料は、学則第4条の2に定める長期履修学生が、他大学等で修得した単位や成績を、本学で修得した単位として認定する場合に適用する。

(金額及び減免)

第3条 諸納付金の金額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、非常災害被災の学生及び外国人留学生で経済的に修学が困難と認められる者、並びに科目等履修生として特別に開講する講座又はプログラムを受講する者については、理事長が学長の意見をきいて、諸納付金の減免を決定することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特別聴講学生、派遣学生の諸納付金については、大学間協議により定める。

(編入学等の納付金)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、編入学及び学士入学する者の諸納付金は、その入学した年度の第1年次生と同額とする。

2 修業年限を超えて在学する学生(学則第4条の2に規定する長期履修学生を除く。)のうち、当該年度の4月1日において卒業所要単位数に対し不足単位数が30単位未満の者は、前条第1項別表第1に定める授業料及び施設設備資金を半額にする。

(納入期限)

第5条 第2条に規定する諸納付金のうち授業料、施設設備資金及び実験実習料は、次のとおり2期に分けて納入するものとする。ただし、前期納入時に後期分をあわせて全納することができる。

前期納入期限 4月30日

後期納入期限 9月30日

2 単位制授業料による諸納付金は、通年及び前期開講科目については5月31日、後期開講科目については10月31日までに、それぞれの履修単位数により積算した諸納付金を納入

するものとする。

- 3 単位認定料は、本学において単位認定手続きが完了した日以降の所定の期日までに、認定単位数により積算した納付金を納入するものとする。
- 4 研究生の入学手続き時の納入期限は、前期4月30日、後期10月31日とする。
- 5 第3条別表第1の3に規定する実験実習料及び別表第2に規定する手数料の納入は、願い出のつど納入するものとする。

(延納願)

第6条 諸納付金を前条の納入期限までにやむを得ず納入できない者が、所定の延納願を提出した場合、諸納付金の延納を許可することがある。

- 2 前項に規定する延納期限は、前期6月15日、後期11月15日とする。

(除籍手続)

第7条 諸納付金を前条の延納期限までに納入しない者は、前期7月定例教授会、後期12月定例教授会において、学則第32条第3号により除籍手続を行う。ただし、当該教授会の前日までに諸納付金の納入が確認できた場合はこの限りではない。

(再入学者の諸納付金)

第8条 学則第33条により、再入学を許可された者の諸納付金は、再入学した年度の第1年次生と同額とする。ただし、再入学金は、入学年度の入学金の半額とする。

- 2 退学した者又は除籍された者が同一年度内に再入学を許可された場合の諸納付金は、退学又は除籍のときの金額とする。ただし、再入学金は、入学年度の入学金の半額とする。

(転部・転科者の諸納付金)

第9条 転部又は転科を許可された者の諸納付金は、当該学部・学科の年次生と同額とする。

(納入方法)

第10条 諸納付金は、大学から交付する所定の用紙で銀行又は郵便局へ払込むものとする。

第11条 在学中諸納付金に変更があったときは、新たに定められた金額によって納付するものとする。

(諸納付金の返還)

第12条 既納の諸納付金は返還しない。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この

限りではない。

(事務担当)

第13条 この規程に関する事務は、経理課が担当する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃については、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1～12 略

13 この規程は、1989年4月1日から施行する。

14 この規程は、第3条の別表第1及び別表第2を改正し、1991年4月1日から施行する。

15 この規程は、第4条第1項を改正し、1991年4月1日から施行する。

16 この規程は、第1条、第3条第1項(別表第1)及び第7条を改正して、1992年4月1日から施行する。

17 この規程は、第3条第1項(別表第1・第2)及び第5条の一部を改正し、1993年4月1日から施行する。

18 この規程は、第3条第1項(別表第2)の一部を改正し、1993年4月1日から施行する。

19 この規程は、第3条第1項(別表第1・第2)、第2項及び第5条第3項の一部を改正し、1994年4月1日から施行する。

20 この規程は、第2条及び第3条第1項(別表第1・第2)を1994年12月7日に改正し、1995年4月1日から施行する。

21 この規程は、第1条、第3条第2項及び第7条を1995年3月23日に改正し、1995年4月1日から施行する。

22 この規程は、第3条第1項(別表第1)を1995年12月6日に改正し、1996年4月1日から施行する。

23 この規程は、第3条第1項(別表第2)を1996年5月27日に改正し、1996年7月1日から施行する。

24 この規程は、第3条第1項(別表第1)を1996年12月5日に改正し、1997年4月1日から施行する。

25 この規程は、第3条第1項(別表第2)を1997年5月26日に改正し、1997年10月1日から施行する。

26 この規程は、第2条及び第3条第1項(別表第1)を1997年10月16日に改正し、第3条第1項(別表第2)を1997年12月8日に改正し、1998年4月1日から施行する。ただし、第2条については、1995年度入学生より適用する。

27 この規程は、第3条第1項(別表第2)を1998年3月5日に改正し、1998年3月23日から施

行する。

- 28 この規程は、第3条第1項(別表第1)を1998年12月3日に改正し、1999年4月1日から施行する。
- 29 この規程は、第2条及び第3条第1項(別表第1・第2)を1999年10月28日に改正し、2000年4月1日から施行する。
- 30 この規程は、第3条第3項を2000年3月21日に追加し、2000年4月1日から施行する。
- 31 この規程は、第3条第1項(別表第1)を2001年3月22日に改正し、2001年4月1日から施行する。
- 32 この規程は、2002年3月22日に第3条第1項(別表第1及び別表第2)、同条第2項及び第5条第3項を改正し、新たに第3条第4項を追加、第5条第2項を追加し以降を繰り下げ、2002年4月1日から施行する。
- 33 この規程は、第11条を2002年5月27日に改正し、同日から施行する。
- 34 この規程は、2003年3月24日に第3条第1項(別表第1・第2)を改正し、2003年4月1日から施行する。
- 35 この規程は、2004年3月25日に第3条第1項(別表第1・第2)を改正し、同条第3項を削り、2004年4月1日から施行する。
- 36 この規程は、第3条第1項(別表第1・第2)を2005年3月25日に改正し、2005年4月1日から施行する。
- 37 この規程は、第3条第1項(別表第1)及び第4条を2006年3月22日に改正し、2006年4月1日から施行する。
- 38 この規程は、第2条、第3条第1項(別表第1)及び第5条を2006年11月30日に改正し、2007年4月1日から施行する。
- 39 この規程は、第3条第2項を2007年9月27日に改正し、2007年7月1日から施行する。
- 40 この規程は、第3条第1項(別表第2)を2008年5月27日に改正し、同日から施行する。
- 41 この規程は、第2条第2項及び第3条第1項(別表第1・第2)を改め、第4条第2項を新たに付け加え、2009年5月25日に改正し、第3条第1項(別表第2)を改め、2010年3月26日に改正し、2010年4月1日から施行する。ただし、改正後の規定(第4条第2項を除く。)にかかわらず、2009年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 42 この規程は、第3条第1項(別表第1の3)を2010年10月4日に改め、2011年4月1日から改正施行する。ただし、2010年度以前に入学した者は改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 43 この規程は、第3条第1項(別表第1・第2)を2010年11月29日に改正し、2011年4月1日から施行する。ただし、改正後の規定(第3条第1項別表第2を除く。)にかかわらず、2010年度以前に人間環境学講座を履修し、再度履修志願する者については、なお従前の例による。
- 44 この規程は、規程等整理の方針に基づき2011年11月28日に改正し、同日から施行する。

45 この規程は、第3条第1項を2011年10月3日に改正し、2012年4月1日から施行する。ただし、2011年度以前に入学した者の別表第1の3の適用については、本規程第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

46 この規程は、第3条第1項を2011年11月28日に改正し、2012年4月1日から施行する。

47 この規程は、第3条第1項(別表第2)を2012年3月26日に改正し、2012年4月1日から施行する。

48 この規程は、2013年3月28日に第3条別表第2、第5条、第6条を改正し、第7条を追加し、以下の条数を繰り下げ、2013年4月1日から施行する。

49 この規程は、第3条第1項(別表第2)を2013年12月2日に改正し、2014年4月1日から施行する。

50 この規程は、2014年3月27日に第3条第1項別表第2及び第13条を改正し、2014年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

別表第1の1

本学学部学生(長期履修学生を除く。)

(単位：円)

入学金	授業料	施設設備資金	実験実習料	
			経済情報学科	心理学専攻
280,000	727,000	218,000	30,000	18,000

長期履修学生

(単位：円)

入学金	単位制授業料	単位認定料
280,000	1単位につき23,000	1単位につき23,000

別表第1の2

(単位：円)

種別	入学金	授業料、研究料 及び科目等履修 料	施設設備資金	実験実習料	
				経済情報学科	心理学専攻
委託学生	65,000	363,500	/	30,000	18,000
研究生	65,000	363,500	/	30,000	18,000
科目等履修生	/	1単位につき 13,000円	/		

別表第1の3

(単位：円)

種別	金額	備考
社会教育実習	5,000	
教職課程実習	15,000	教育実習に参加する年度に納入する。
小学校教職課程実習	15,000	実習科目をはじめて履修する年度(原則2年次)に納入する。

(備考)

- 2006年度以降は、授業料と施設設備資金を当分の間据置く。

別表第2(第3条関係)

(単位：円)

種別	金額	備考	
入学検定料	一般入学試験（前期日程）	30,000	ただし、2出願目からは15,000
	大学入試センター利用入学試験（前期日程）	15,000	ただし、2出願目からは5,000
	一般・センター併用入学試験（前期日程）	10,000	一般入学試験前期日程で同一学科に出願していること。かつ、大学入試センター試験を受験していること ただし、2出願目からも10,000
	一般入学試験（前期日程）ネット出願	27,000	ただし、同時に2出願する場合2出願目からは15,000
	一般入学試験（後期日程）ネット出願	27,000	ただし、同時に2出願する場合2出願目からは10,000
	大学入試センター利用入学試験（前期日程）ネット出願	15,000	ただし、同時に2出願する場合2出願目からは5,000
	大学入試センター利用入学試験（後期日程）ネット出願	15,000	ただし、同時に2出願する場合2出願目からは5,000
	一般入学試験＋大学入試センター利用入学試験（前期日程）ネット出願	40,000	ただし、同時にセットで出願する場合2セット目からは15,000
	一般入学試験＋大学入試センター利用入学試験（後期日程）	40,000	ただし、同時にセットで出願する場合2セット目からは15,000

	ネット出願		
	一般・センター併用入学試験 (前期日程) ネット出願	10,000	一般入学試験前期日程で同一 学科に出願していること。か つ、大学入試センター試験を受 験していること ただし、2出願目からも10,000
	その他の入学試験	30,000	
研究生入学検定料		15,000	
追再試験料		1,000	2011年度以降当分の間、徴収し ない。
学生証再発行料		2,000	
卒業証明書発行料		100	
成績証明書発行料		100	
健康診断証明書発行料		100	
単位取得証明書発行料		100	
調査書発行料		100	
各種コース・講座等修了証明書発行料		100	
駐車場利用料		6,000	年額(半期3,000)。ただし、科目 等履修生、特別聴講生、委託学 生、研究生については、年額 2,000(半期1,000)
セミナーハウ ス宿泊料	1階	1,000	1人1泊の料金
	2階	1,300	
教職課外講座 受講料	基礎コース	12,000	年額
	直前対策コース	4,000	前期
インターナショナルハウス入 居費	単身用		入居時のみ (入居期間が 1ヵ月未満の 場合は徴収し ない)
		29,800	
インターナショナルハウス居 室使用料	単身用		月額。ただし、 入居月又は退 去月で、入居 日数が10日以 内の場合は単 身用 10,400
		31,300	

			円、家族用 14,000円、入 居日数が20日 以内の場合は 単身用20,800 円、家族用 28,100円。
--	--	--	---